

平成十九年六月十五日受領
答弁第三五〇号

内閣衆質一六六第三五〇号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在オーストリア大使館に配置されていた版画「WORK 85-8 (くみ)」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在オーストリア大使館に配置されていた版画「WORK 85-8 (くみ

く)」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「WORK 85-8 (くみ)」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「WORK 85-8 (くみ)」は、昭和六十年に寄贈を受けたものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「WORK 85-8 (くみ)」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、

物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「WORK 85-8 (くみ)」を廃棄した時

点でのオーストリア国駐劄特命全権大使は橋本宏であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「WORK 85-8 (くみ)」の管理体制は適切であったと考える。